

次期バリアフリー基本構想等の 策定について

令和5年9月19日

建設部 地域交通政策課

バリアフリー(移動円滑化)の基本理念

高齢者、障がい者等にとって日常生活や社会活動を営む上での事物、制度、慣例、観念その他の一切の障害を排除し、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会を目指す。

そのために

国、地方公共団体、高齢者、障がい者等、施設管理者その他の関係者が協力し、移動円滑化の促進を目指して必要な措置を講じる。

しかし

国、地方自治体や施設管理者が、それぞれが定めた方針や計画により措置を講じていても、部分的で一体性のないものとなり、移動しやすい街にはならない。

そこで

国が定める基本方針に基づき、市町村が「バリアフリー基本構想」等を策定し、一定地区の「面的・一体的なバリアフリー化」を図る。

大津市バリアフリー基本構想

基本構想の策定の背景

交通バリアフリー法

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（H12.11施行）

ハートビル法

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（H6.9施行）

大津市交通バリアフリー基本構想

（H15.3策定）
対象事業
・公共交通特定事業
・交通安全特定事業
・道路特定事業

ユニバーサルデザイン政策大綱 H17.7策定

一体的・連続的な移動空間形成のため、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、現行法の一体化に向けた法整備を構築する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 （以下、バリアフリー法という） H18.12施行

大津市バリアフリー基本構想 （H23.3策定）

対象事業
・公共交通特定事業
・建築物特定事業
・都市公園特定事業
・路外駐車場特定事業
・交通安全特定事業
・道路特定事業

大津市バリアフリー基本構想

(平成23年3月策定)

基本理念

誰もが安全・安心に手を取りあって暮らせるまち 大津

基本方針

- 1) ユニバーサルデザインを基本としたまちづくり
- 2) 関連事業者の責任と連携による一体的な移動ネットワークの構築
- 3) 利用者の意見を反映したバリアフリー整備の推進
- 4) 市民と関連事業者、行政によるこころのバリアフリーの推進
- 5) バリアフリーに関する情報提供の推進

目標年次

平成32年度(令和2年度)

重点整備地区の設定

○JR大津駅・京阪浜大津駅(びわ湖浜大津駅)周辺地区

○JR膳所駅・京阪膳所駅周辺地区

大津市バリアフリー基本構想

重点整備地区の設定

JR大津駅・京阪浜大津駅(びわ湖浜大津駅)周辺地区

JR大津駅、京阪浜大津(びわ湖浜大津)駅周辺地区は、平成14年度に「大津市交通バリアフリー基本構想」において、重点整備地区に位置づけ、鉄道駅、道路を中心にバリアフリー化を進め、特定旅客施設であるJR大津駅や京阪びわこ浜大津駅のバリアフリー化に一定の成果を挙げてきた。

平成18年12月施行のバリアフリー法に伴い、対象施設や事業を見直し、引き続き重点整備地区とし、バリアフリー化の充実を図っている。

JR膳所駅・京阪膳所駅周辺地区

JR膳所駅・京阪膳所駅周辺地区は、駅北側には商業施設や高層住宅、学校施設があり、駅南側には、病院、福祉施設や短期大学など、生活関連施設となりうる施設が集積している地域であり、基本構想策定当時は、JR膳所駅駅舎のバリアフリー化が未整備であったことから、新たに重点整備地区とし、JR膳所駅の橋上化や、駅周辺整備に併せたバリアフリー化を進めている。

大津市バリアフリー基本構想

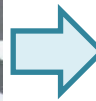
重点整備地区の整備事例①

県道大津停車場本宮線
視覚障害者誘導用ブロックの改良

施工前



施工後



大津市バリアフリー基本構想

重点整備地区の整備事例②

京阪膳所駅

上りホーム(石山寺方面)スロープの改良

上りホーム(石山寺方面)スロープに手すりの設置

施工前



施工後



これまでの経過

これまでの経過

平成23年度から令和2年度までの10年間において、本市バリアフリー基本構想に基づき、道路等のバリアフリー整備を推進。

しかし

- 令和2年度末時点、当初予定していた目標事業数234事業に対し、完了した事業数は146事業(62.4%)と整備が進んでいない。
- 用地の問題など、現実的に短期間では実施不可能な事業が存在する。

そこで

- 現基本構想に掲げた取組を推進、全体整備率約90%を目指す。
- 現基本構想の計画終期を令和2年度から令和6年度に延伸する。
- 実施困難な事業計画の見直しや、代替策を検討する。

※ R3.3.29開催の大津市バリアフリー推進協議会において決議

大津市バリアフリー基本構想

特定事業の整備状況(全体)

重点整備地区全体							
特定事業の種類	全体事業数	対象事業数	整備状況 (上段:整備完了事業数、下段:整備率)				
			R3.3末	R4.3末	R5.3末	R6.3末 (計画)	R7.3末 (計画)
01 公共交通特定事業	18	18	9	10	10	10	16
			50.0%	55.6%	55.6%	55.6%	88.9%
02 建築物特定事業	77	54	35	42	44	44	52
			64.8%	77.8%	81.5%	81.5%	96.3%
03 都市公園特定事業	10	10	8	8	8	8	8
			80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
04 路外駐車場特定事業	1	1	1	1	1	1	1
			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
05 交通安全特定事業	5	5	5	5	5	5	5
			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
06 道路特定事業	141	141	86	93	102	111	125
			61.0%	66.0%	72.3%	78.7%	88.7%
↳うち歩道に資する整備	136	136	83	90	99	107	120
			61.0%	66.2%	72.8%	78.7%	88.2%
07 その他の事業	5	5	2	2	2	2	2
			40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%
総計	257	234	146	161	172	181	209
			62.4%	68.8%	73.5%	77.4%	89.3%

H23 大津市バリアフリー基本構想

H23～R7.3まで

H30 バリアフリー法改正

高齢者、障がい者等が利用する施設が集積した地区を中心に、市全域における基本的な方針を示す移動等円滑化促進方針制度の創設。

R2 バリアフリー法改正

ソフト面に関するバリアフリー化を更に推進する改正。公共交通事業者等に対するソフト基準の創設、学校教育と連携した「心のバリアフリー」の推進などを新たに追加。

次期大津市バリアフリー基本構想等の策定

バリアフリー法の改正に伴い、
①促進方針の策定 ②基本構想の改定

次期大津市バリアフリー基本構想等 (促進方針の策定、基本構想の改定)

	移動等円滑化促進方針 (マスタープラン)	基本構想 (実行計画)
根拠法令	バリアフリー法第24条の2	バリアフリー法第25条
趣旨	<u>市全域</u> にわたるバリアフリー化に関する指針を示した上で、 <u>移動等円滑化促進地区</u> に設定したエリアにおける、 <u>面的・一体的なバリアフリー化の理念や方針</u> を示す。	<u>重点整備地区</u> に設定したエリアにおいて、公共交通、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、 <u>具体的な事業</u> を位置づけた計画を定める。
期待される効果	市としてバリアフリー化の方針を示すことで、 <u>関係者間の機運の醸成</u> 等に繋げる。	バリアフリー化の具体的な事業を位置づけることにより、より一層の <u>整備推進</u> が可能になる。
定める事項	<ul style="list-style-type: none"> ① <u>市全域のバリアフリー化の方針</u> ② <u>移動等円滑化促進地区の設定</u> ③ <u>同地区内のバリアフリー化の方針</u> ④ <u>生活関連施設および生活関連経路の設定ならびにこれらのバリアフリー化の方針</u> ⑤ <u>心のバリアフリー等のソフト対策に関する取組</u> ⑥ <u>その他バリアフリー化に必要な事項</u> ⑦ <u>評価に関する事項</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ① <u>重点整備地区の設定</u> ② <u>同地区内のバリアフリー化の方針</u> ③ <u>生活関連施設および生活関連経路の設定ならびにこれらのバリアフリー化の方針</u> ④ <u>実施すべき特定事業、その他事業に関する事項</u> ⑤ <u>その他バリアフリー化に必要な事項</u> ⑥ <u>評価に関する事項</u>

次期大津市バリアフリー基本構想等 (バリアフリー推進協議会の役割)

根拠法令

- バリアフリー法第24条の4及び第26条
移動等円滑化促進方針・基本構想の作成
に関する協議や、実施に係る連絡調整を行
うための**協議会**を組織できる。



役割

- 多様な参加者からの意見を集約しバリアフリー計画に反映する。
 - ・ 市町村 ⇒ 基礎データや、これまでいただいた意見等の情報共有
 - ・ 施設管理者 ⇒ 高齢者、障がい者等の利用実態や、対策に関する情報共有
 - ・ 高齢者、障がい者等 ⇒ 課題や対策に関する発言、情報提供
 - ・ 住民代表等 ⇒ データではわからない実態に関する情報提供
 - ・ 有識者 ⇒ 第三者的な立場で協議会の長として総括

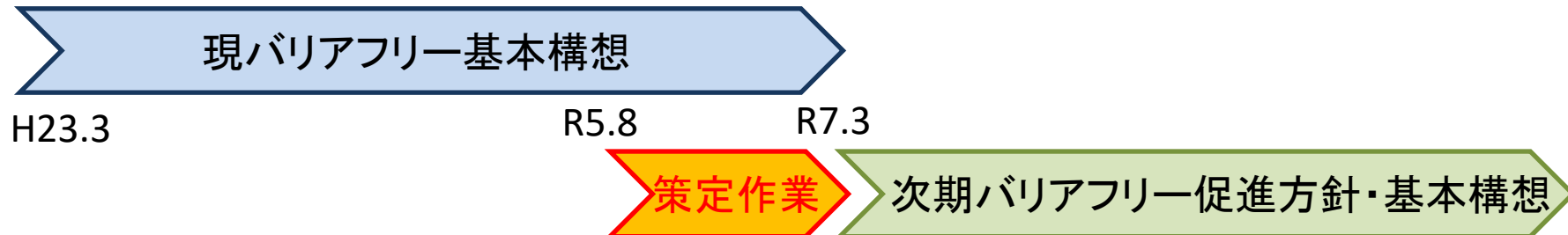
令和5年度委員

	分野	所属
1	学識経験者	立命館大学 理工学部 環境都市工学科
2	市民団体	大津市自治連合会
3	市民団体	特定非営利活動法人 おおつ環境フォーラム
4	市民団体	大津市地域女性団体連合会
5	障害者団体	大津市身体障害者更生会
6	障害者団体	大津視覚障害者協会
7	高齢者団体	大津市老人クラブ連合会
8	関係機関	国土交通省 近畿運輸局 滋賀運輸支局
9	道路管理者	国土交通省 近畿地方整備局 滋賀国道事務所
10	関係機関	滋賀県 土木交通部
11	道路管理者	滋賀県 大津土木事務所
12	公安委員会	滋賀県警察 大津警察署
13	公安委員会	滋賀県警察 大津北警察署
14	公共交通事業者	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 経営企画部
15	公共交通事業者	京阪電気鉄道株式会社 経営企画部
16	公共交通事業者	一般社団法人滋賀県バス協会
17	公共交通事業者	一般社団法人滋賀県タクシー協会
18	大津市	政策調整部
19	大津市	福祉部
20	大津市	健康保険部
21	大津市	都市計画部
22	大津市	建設部
23	大津市	教育委員会

など

次期大津市バリアフリー基本構想等 (策定スケジュール)

全体の流れ



策定スケジュール

	令和5年度						令和6年度							
	7月~		10月~		1月~		4月~		7月~		10月~		1月~	
協議会	■		■	■				■		■			■	
市議会報告			■								■			■
パブコメ											■	■		
														■

直近のスケジュール

- 令和5年8月~ 本市の地理特性（人口、地形、交通状況等）の整理。
- 令和5年10月以降 **バリアフリー推進協議会**
促進地区、重点整備地区の選定（素案）の協議。

次年度の主なスケジュール

- 令和6年 8月頃 **バリアフリー推進協議会**
促進方針（案）、基本構想（案）の確定。
- 令和6年10月頃
令和7年 3月末 パブリックコメントの実施。
促進方針及び基本構想の策定。